平成２８年（フ）第２０７２号
名古屋市東区徳川２丁目２番10号　ワイズタワー徳川202号、従前の住所名古屋市千種区星ケ丘１丁目20番地の２　アーバンラフレ星ケ丘６－1005号
破産者　宍戸　英治（旧姓木村）
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２９号
愛知県東海市加木屋町東大堀32番地の36（７棟303号）、従前の住所名古屋市中村区烏森町３丁目97番地の１（ラポール名幸205）
破産者　佐野　公彦
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６３号
愛知県瀬戸市はぎの台１丁目16番地の11
破産者　江頭　伸也
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９０号
愛知県瀬戸市北脇町54番地　北脇荘26、従前の住所愛知県瀬戸市菱野台１丁目10番305号
破産者　余里保こと　余　　有旺
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６１８号
名古屋市中川区法華西町２丁目35番地の３　サンセールメゾン102号
破産者　時田　庸平
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６７号
名古屋市中川区東起町５丁目45番地　第３西垣ハイツ303号
破産者　加藤　信雄
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７号
兵庫県明石市朝霧東町２丁目１番25号
破産者　**濱﨑**　修一
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
兵庫県明石市朝霧東町２丁目１番25号
破産者　**濱﨑**英津子
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
島根県大田市久利町行恒348番地
破産者　後藤　辰也
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第８５３号
広島市東区牛田旭２丁目20番１－1007号
破産者　中小路雅人
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
愛媛県宇和島市丸之内５丁目２番３号　コーポＴＵＪＩ302号、住民票上の住所愛媛県宇和島市下波2951番地
破産者　武内　建太
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２０号
愛媛県宇和島市津島町岩松甲758番地
破産者　竹内　**茂**雄
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１２２号
高知市一ツ橋町２丁目53番地２
破産者　亀尾　典宏
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７８号
熊本市北区植木町鐙田1025番地、前住所熊本市北区植木町投刀塚316番地１　セピアーチェ
破産者　曽宮沙耶香
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９０号
鹿児島県鹿児島市南林寺町４番７－811号
破産者　永井　浩信
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
北海道室蘭市東町４丁目１番７－201号　ハトヤ第15ビル、開始決定時の住所北海道室蘭市日の出町３丁目９番３号
破産者　古村　　勉
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
函館市海岸町18番22号　ソフィアハイツ101号、開始決定時の住所函館市杉並町８番20号岡田ビル２Ｆ号棟
破産者　波川　義博
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９７号
函館市東山町144番地286
破産者　高松　弘道
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７１号
宮城県柴田郡大河原町大谷字一軒地74番地１（住民票上の住所宮城県角田市神次郎字遠見82番地２）
破産者　菅佐原紀子
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部